

★ 6か月を超える恒常的な雇用関係について

審査基準日とそれに応じた「6か月を超える日」は以下のとおりです。技術職員名簿に技術者を記載するためには、下記の「6か月を超える日」当日からの在籍が確認できなければなりません。

※審査基準日	6か月を超える日
1月31日	7月30日
2月28日	8月27日
2月29日	8月28日
3月31日	9月30日
4月30日	10月29日
5月31日	11月30日
6月30日	12月29日
7月31日	1月30日
8月31日	2月28日（ただし、うるう年の場合は2月29日）
9月30日	3月29日
10月31日	4月30日
11月30日	5月29日
12月31日	6月30日
12月15日	6月14日
12月20日	6月19日
12月25日	6月24日